

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨及び計画の位置付け

平成25年12月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、国は基本法に基づき、平成26年6月「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

基本法の前文には、法制定の趣旨として「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施し、大規模自然災害等に強い国土及び地域をつくることが急務である」とするとともに、「自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」とも明記しました。

また、同法第4条においては、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。」と規定しました。

本計画は、基本法の理念にのっとり、いかなる大規模自然災害が発生しても「人命の保護が最大限図られ」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持され」、「町民の財産及び公共施設に係る被害が最小化され」、「迅速に復旧復興がなされ」、「地域コミュニティの機能強化に資する」ことを基本目標に掲げ、同法第13条に定めるところの「美郷町国土強靱化地域計画」として策定したものであり、今後は本町の国土強靱化に係る各種計画等の指針となるものです。



2 地域防災計画、業務継続計画との相違と連携

本町では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、「美郷町地域防災計画」を策定しています。この計画は、本町の防災対策に係る総合的な計画であって、町、県及び指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する全機能を発揮し、住民の生命、身体及び財産を保護し又は被害の軽減に努めることを目的としています。

「美郷町業務継続計画」は、大規模な地震発生時に優先的に着手すべき業務の特定及びその執行体制について記しています。応急業務の枠を超える業務については網羅していない地域防災計画を補完し、災害発生時に迅速かつ的確に行動することを目的として、非常時の優先業務の実行性を確保するための計画です。

一方、「美郷町国土強靱化地域計画」は、リスクごとの対処方法をまとめている「地域防災計画」に対して、大規模自然災害等を踏まえて、「あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪の事態は避けられるような強靱な地域を事前につくりあげていこう」とするもので、地域防災計画の前段をなすものです。

「国土強靱化」と「防災計画」は、災害への対策という点では共通しますが、「防災計画」はリスクを特定して「そのリスクに対する行動、対応」をまとめたものであり、「国土強靱化」は発災前に、あらゆるリスクの除去と備えを行い、最悪の状態にならないことを目指すものです。

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災前の施策、発災後の応急、復旧等を効果的に行うための事前の備えを計画（発災前）	発災時又はそれ以前に実施すべき災害対策に係る実施要項や役割分担、発災後の対応策を計画。（発災時・発災後）	発災時に滞ってはならない非常時優先業務を、目標とする時間・時期までに実施できるようにすることを計画
行政の被災	必要不可欠な行政機能が不全に陥らないよう、或いは陥った時の対策を規定	行政機能が働いていることを前提とし、災害時の対応、支援を規定	災害時においても必要な行政機能（庁舎・職員・電力・情報、通信等の必要資源）の被災状況を確認し、行政が取り組む優先業務を規定
対象業務	人命の保護、重要な機能など、どんなことが起きても最悪の事態が避けられるように必要な業務（対象業務）を想定し対応策を準備	災害に対する業務（必要な予防業務、応急業務、復旧・復興業務）全般を対象（災害の種類毎）	非常時に優先する業務を対象（応急業務の他、優先度の高い通常業務を含む。）とする
取組の時間 開始目標時間	対処する日時までは規定しない。	目標とする時間は規定しない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。
業務に対する 職員対応計画	職員が、平常時から、時間的概念をもち長期的な視野に立って強靱化に取り組むための計画	職員の安否又は安全が確保されていることを前提に、災害時に職員が対応すべき内容を計画	非常時優先業務を実施するために、担当職を決め職員の確保とその安否確認、遂行するための業務を計画

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 計画の策定手順

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順に従って策定しました。

STEP 1	【地域を強靱化する上での目標の明確化】・・・第2章 地域を強靱化する上での①計画の理念及び②「基本目標」、 ③「事前に備えるべき目標」、④「基本的な方針」を設定
STEP 2	【起きてはならない最悪の事態、強靱化施策分野の設定】・・・第3章 本町の①「リスク」（大規模自然災害）、②「起きてはならない最悪の事態」及び具体的な想定、③強靱化「施策分野」を設定
STEP 3	【脆弱性の評価、課題の検討】・・・第4章 本町のリスク（大規模自然災害）を前提として、「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性を分析・評価
STEP 4	【推進方針と目標】・・・第5章 起きてはならない最悪の事態を回避するための「推進方針」と目標を設定
STEP 5	【重点的に取り組む施策を検討し優先順位検討】・・・第6章 「推進方針」及び「施策の重点化の視点」に基づき、重点施策を選定

第2章 地域強靱化の目標

1 計画の理念【STEP 1-①】

人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないような「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を兼ね備えた「まちづくり」を平時から推進していきます。

2 基本目標【STEP 1-②】

強靱な地域としなやかな、社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本町の将来を描く上で極めて重要です。このため、本町における強靱化を推進する上での「基本目標」を、国の基本計画及び県の地域計画を基本として、次のとおり設定しました。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 地域社会の重要機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること
- (4) 迅速な復旧復興がなされること
- (5) 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資すること

3 事前に備えるべき目標【STEP 1-③】

「基本目標」を基に、本町における強靱化を推進する上での「事前に備えるべき目標」を、次のとおり設定しました。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られること
- (2) 大規模自然災害発生直後でも、救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
- (3) 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保できること
- (4) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保、これらの早期復旧を図ることができること
- (5) 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと
- (6) 制御不能な二次災害を発生させないこと
- (7) 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できること

4 基本的な方針【STEP 1-④】

秋田県は、進学・就職期の若者の県外流出と、それに伴う少子高齢化・過疎化の進行により、大潟村を除く全ての県内市町村が2040年時点で、20～39歳の女性人口が半減する、いわゆる「消滅可能性都市」とされています。（平成26年5月、民間研究機関「日本創成会議」発表）秋田県同様、本町の国土強靱化を推進する上でも減少する人口は最大の課題であり、地域活力の停滞は防災上でのリスクともなり、地方創生の各施策とも密接な連携が必要です。

よって、社会資本や社会経済システム等の防災上のインフラを強靱化するとともに、地域の活性化、環境の整備、地域コミュニティ機能の強化等を実現するため、次のように基本方針を定めます。

(1) 取組の心構え

- ① 従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、本町の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかを想定分析し取り組みます。
- ② 時間的管理概念を持ち、短期的な視野と長期的な視野をもって取り組みます。
- ③ 大局的・システムの視点から、限られた財源を有効的に活用し、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組みます。
- ④ 秋田県の強靱化への方針を踏まえて、県との連携を念頭に置きながら取り組みます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設確保等のハード対策と、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせます。
- ② 「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮します。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 行政に対する町民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、本町の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進します。
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進します。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ② 女性・高齢者・子供・障がい者・外国人等に配慮した施策を推進します。
- ③ 地域の特性に応じて自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

第3章 起きてはならない最悪の事態

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するため、災害に対する脆弱性を総合的に検討することが必要なことから、国土強靱化推進本部で決定した「脆弱性評価の指針」に基づき、本町が直面するであろう大規模災害等の様々なリスクを踏まえて「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するため現状で何が不足し、何が弱点となっているのか等を明らかにするため脆弱性評価を行いました。

1 想定するリスク【STEP 2-①】

町民生活・町民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、テロ等も含めあらゆる事態が想定されます。

美郷町地域防災計画及び美郷町業務継続計画では、本町で起こりうる具体的な自然災害として、真昼山などの活断層による内陸直下型地震、日本海沖で発生する大規模地震、特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、雪害を想定していることから、本計画においても、本町で起こりうる大規模自然災害を想定して評価を実施しました。

○ 自然災害	美郷町の想定する災害リスク
地震	<p>【被害想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横手盆地・真昼山地連動型 (横手盆地東縁断層帯北部・真昼山地東縁断層帯北部) マグニチュード8.1 想定震度7 (冬の深夜2時発生想定) 建物倒壊件数(住宅・非住家) 全壊棟数 9,828棟 死者 671名 <p>【過去の地震被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明治29年 陸羽地震 (千屋断層震源 マグニチュード7.2 震度6 死者22名) <p>【最近の大規模地震】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本海中部地震 昭和58年5月26日 美郷町の震度：4 小被害・東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) 平成23年3月11日 美郷町の震度：4 (町内全域停電) ※同年4月7日に震度5強の地震発生 (町内全域停電)

<p>特別警報レベルの 大雨</p>	<p>【被害想定】 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。 *大雨特別警報50年に一度の値（令和元年5月8日現在） 48時間降水量 287mm 3時間降水量 116mm 土壌雨量指数 191</p> <p>【最近の大雨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年7月22日 大雨 美郷町災害対策本部設置 避難勧告発令 床上浸水1棟 床下浸水3棟 作物冠水 434ha 被害額 47,559千円 ・令和2年7月27日～28日 大雨、土砂災害警戒情報発令 美郷町災害対策本部設置 避難勧告発令 床下浸水16棟 土砂崩れ2路線、農業被害 1,846千円
<p>特別警報レベルの 大雪</p>	<p>【被害想定】 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 *大雪特別警報50年に一度の値 積雪量 225cm 大雪警報 内陸平野部 12時間の降雪深 40cm</p> <p>【最近の大雪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年12月～平成25年3月 豪雪 美郷町豪雪対策本部設置 最大平均積雪量 212.8cm ・平成25年12月～平成26年3月 豪雪 美郷町豪雪対策本部設置 最大平均積雪量 172.7cm ・令和2年12月～令和3年3月 豪雪 美郷町豪雪対策本部設置・災害救助法適用 最大平均積雪量 148.5cm

2 起きてはならない最悪の事態【STEP 2-②】

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行う（基本法第17条第3項）とされており、国の基本計画を参考に、積雪寒冷地である本町の地域特性等を考慮して、7つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる27の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られること	1-(1) 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-(2) 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-(3) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
	1-(4) 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
	1-(5) 情報伝達不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	1-(6) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後でも救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-(1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-(2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	2-(3) 消防等の被災等による救助・救急活動の停帯
	2-(4) 避難所等の不足
	2-(5) 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
	2-(6) 被災地における感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保できること	3-(1) 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するため、これらの早期復旧を図ることができること	4-(1) 地域交通ネットワークが分断する事態
	4-(2) 電気、石油等の供給機能の停止
	4-(3) 上水道等の長期間にわたる機能停止
	4-(4) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-(5) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	4-(6) 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-(1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5-(2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-(3) 農業の停滞
6 制御不能な二次災害を発生させないこと	6-(1) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-(2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

7 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できること	7-(1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
	7-(2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-(3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 最悪の事態の具体的な想定

「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、最悪の事態を具体的に「想定」したものを、各施策の脆弱性評価のため整理しました。

【「起きてはならない最悪の事態」の具体的な「想定」】

起きてはならない最悪の事態	具体的な想定
1-(1) 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	○耐震性の低い建物が倒壊する。 ○建物等の倒壊により被害が拡大する。 ○火災の発生に気付かない。逃げ遅れる。
1-(2) 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○河川堤防など構造物が損傷する。 ○浸水地域に要救助者が取り残される。
1-(3) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生	○土石流、がけ崩れに巻き込まれる。
1-(4) 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	○道路が雪で通行できなくなる。 ○雪下ろし等除雪作業で死傷者が発生する。
1-(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	○関係機関の情報が途絶する。 ○被災現場の情報が届かない。 ○住民への情報伝達ができない。
1-(6) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	○避難の遅れにより死傷者が発生する。
2-(1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○備蓄品等が枯渇する。 ○食料等救援物資が届かない。
2-(2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	○孤立地区の被害状況が把握できない。 ○孤立状態が解消できない。
2-(3) 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞	○消防関連施設等の被災により活動機能が停止する。 ○応急活動を行う人員が不足する。
2-(4) 避難所等の不足等	○被災者が避難所を把握していない。 ○避難所が被災して使用できない。 ○避難所内で良好な避難生活が確保できない。 ○避難者を受け入れることができない。
2-(5) 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	○被災地での医療救護活動が滞る。 ○医療及び医療機関が機能を喪失する。 ○医薬品等を確保できない。

2-(6) 被災地における感染症等の大規模発生	○避難所で集団感染が発生する。 ○被災地での衛生環境が悪化する。
3-(1) 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	○業務が継続できない。 ○町庁舎等が倒壊する。 ○町庁舎等が停電する。
4-(1) 地域交通ネットワークが分断する事態	○道路網が寸断される。 ○鉄道施設の機能が停止する。
4-(2) 電気、石油等の供給機能の停止	○大規模かつ長期にわたり停電する。 ○石油等燃料が確保できない。
4-(3) 上水道等の長期間にわたる機能停止	○上水道や簡易水道機能が停止する。 ○消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される。
4-(4) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設機能が停止する。 ○農業集落排水施設の機能が停止する。 ○浄化槽の機能が停止する。 ○し尿処理施設機能が停止する。
4-(5) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○信号機が全面停止する。
4-(6) 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	○長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する。
5-(1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	○町内の企業活動が停止する。
5-(2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○商業施設、誘致企業等の施設の損壊、火災、爆発等が発生する。
5-(3) 農業の停滞	○田畑や農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動が停止する。
6-(1) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ため池やダムが決壊、機能不全に陥る。 ○防災施設が損壊、機能不全に陥る。
6-(2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農地、森林等の荒廃により防災機能が低下する。
7-(1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理が滞る。
7-(2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害時に建設事業者の協力が得られない。 ○ボランティアの受入れが円滑に進まない。
7-(3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害時に地域コミュニティの機能が減退する。

4 強靱化の施策分野【STEP 2-③】

脆弱性の評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う（基本法第17条第4項）とされており、本町の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、国土強靱化基本計画に定める12の個別政策分野を5分野に、横断的分野を2分野にまとめました。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能等／警察、消防等／防災教育
- (2) 住宅・都市／インフラ・住環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 産業・エネルギー・情報通信
- (5) 国土保全・交通・物流

【横断的分野】

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

第4章 脆弱性の評価・課題の検討

災害の規模、態様にかかわらず、あらゆる災害を想定しながら、「起きてはならない最悪の事態」を具体的に「想定」した脆弱性について評価し、結果として必要な事項を整理しました。

1 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価【STEP 3】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られること	1-(1) 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化の推進が必要。 ◆火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、火災警報機の普及啓発の取り組みが必要。 ◆災害時の避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定される公共特定建築物とこれらの建築物の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、耐震化の推進が必要。 ◆小中学校施設等の耐震化は、平成18年度に完了しているものの、長寿命化対策、機能強化及び安全確認は必要。 ◆社会福祉施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用することから、耐震化の推進と避難訓練が必要。 ◆適切な管理が行われていない空き家が増加し、災害発生時の倒壊や道路の閉塞、火災発生などを防ぐため適切かつ円滑な対応の推進が必要。 ◆地震時の交通確保や円滑な救助活動等の実施のため、更なる道路整備の推進が必要。 ◆道路に面する塀等の倒壊は、危険かつ避難及び救助活動を大きな妨げとなることから、老朽化の進んだ脆弱な塀等は早急な撤去が必要。 ◆家具の固定など家庭や事業所における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく災害発生

	<p>後の迅速な避難も可能となることから、普及啓発への取り組みが必要。</p>
<p>1-(2) 集中豪雨等による 広域かつ長期的な 市街地街地等の浸水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策の推進が必要。 ◆国及び県管理河川の築堤等河川関連施設の安全対策、老朽化対策の計画的な推進が必要。 ◆想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、洪水ハザードマップの更新が必要。 ◆水害の危険が生じた際の避難指示等の発令基準等を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害）」の適時更新が必要。
<p>1-(3) 大規模な土砂災害等 による死傷者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆土石流や崖崩れから人命及び財産を守るため、土砂災害対策施設の整備と老朽化対策の推進が必要。 ◆土砂災害防止法に基づいた県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を反映した土砂災害ハザードマップの更新と周知が必要。 ◆土砂災害の危険が生じた際の避難指示等の発令基準等を含む「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」適時更新が必要。
<p>1-(4) 暴風雪及び豪雪による 死傷者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆除雪実施計画に基づく冬季の円滑な交通確保と除雪機械の計画的な更新等が必要。 ◆雪下ろし講習会の実施による、安全対策の普及啓発が必要。 ◆積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、住宅リフォームの取り組みを推進し、克雪化住宅の普及促進が必要。

<p>1-(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆政府共通ネットワークと接続している地方公共団体のネットワークであるL G W A N接続回線等の通信の継続性の確保が必要。 ◆県総合防災課（県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段の「秋田県総合防災情報システム」の確実な運用のため、県との連携による定期的な配信訓練等の実施が必要。 ◆Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、町等との情報共有機能の県との連携による定期的な配信訓練等の実施が必要。 ◆住民への情報伝達を迅速かつ効果的に行うため、複数の伝達手段の整備が必要。 ◆「全国瞬時警報システム」（Jアラート）の確実な運用のため、国との定期的な運用試験等の実施が必要。
<p>1-(6) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆自助、共助による自発的な防災活動の促進するため、自主防災組織の活動支援、未組織行政区への組織化の働きかけが必要。 ◆防災士の養成と住民の防災意識の向上が必要。 ◆児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命を守る行動ができるよう学校での防災教育の充実が必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
2 大規模自然災害発生直後でも、救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	2-(1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県との共同備蓄品目の備蓄について、平成28年度までに目標量を確保しており、今後は期限のある品目の計画的な更新が必要。 ◆ 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努めることが必要。 ◆ 災害時の被災者への迅速かつ確実な物資提供ができるよう、避難所となる施設、特に一次避難所への備蓄及び計画的な更新が必要。 ◆ 災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力要請できる協定の締結に努めることが必要。
	2-(2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩発生危険箇所などの災害危険箇所の周知が必要。 ◆ 災害により孤立地区が発生した場合に必要な通信手段の確保、発電機の配備、物資の備蓄等が必要。 ◆ 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策の推進が必要。 ◆ 国及び県管理河川の築堤等河川関連施設の安全対策、老朽化対策の計画的な推進が必要。 ◆ 土石流や崖崩れから人命及び財産を守るため、土砂災害対策施設の整備と老朽化対策の推進が必要。 ◆ 災害時の交通確保や円滑な救助活動等を行えるよう道路整備の推進が必要。
	2-(3) 消防等の被災等による救助・救急活動の停帯	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備が必要。

		<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模災害発生時にも消防機能を維持するため、代替となる施設の指定等の対策が必要。 ◆消防団員確保のため、広報活動の実施が必要。 ◆消防団員技術力向上のため、教育訓練の実施が必要。 ◆緊急時における燃料の確保が必要。 ◆支援を受け入れるための受援計画の作成が必要。
	2-(4) 避難所等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成29年度に策定した指定避難所の定期的な見直しと防災マップの更新が必要。 ◆車中泊やテント泊など指定された避難所以外の場所に避難した被災者への情報提供が必要。
	2-(5) 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時における医療機関の業務継続計画の策定が必要。
	2-(6) 被災地における感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ◆定期予防接種を促進し、予防知識の普及啓発を図ることが必要。 ◆感染症のまん延等を防止するため、予防接種の推進が必要。 ◆保健所と連携した衛生対策、感染症予防強化のための研修会等の実施が必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保できること	3-(1) 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ◆美郷町業務継続計画（BCP）を策定済みであるが、機構改革等を踏まえた見直しが必要。 ◆行政の業務継続のために必要となる備品の拡充が必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
4 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するため、これらの早期復旧を図ることができること	4-(1) 地域交通ネットワークが分断する事態	<p>◆災害時の円滑な救助活動や救援物資の輸送等のため、国道及び県道の整備への協力と町道の計画的な整備が必要。</p> <p>◆道路関連施設の老朽化・耐震化に対応するため、計画的な点検・修繕が必要。</p>
	4-(2) 電気、石油等の供給機能の停止	◆災害時の住民生活を維持するため、電気、石油等の供給に向けたライフライン事業者との協力体制の強化が必要。
	4-(3) 上水道の長期間にわたる機能停止	◆災害時の住民生活を維持するため、上下水道施設の耐震化、老朽化対策の推進が必要。
	4-(4) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<p>◆災害時の住民生活を維持するため、汚水処理施設の耐震化、老朽化対策及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進が必要。</p> <p>◆し尿の処理運搬にかかる災害時協力体制マニュアルによる、事業所や関係機関との連携体制の構築が必要。</p>
	4-(5) 信号機の全面停止等による重大交通事故多発	◆災害発生時の道路交通の混乱を回避するため、電源付加装置付信号機等の整備が必要。
	4-(6) 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	◆災害時の避難所等での早期通信手段を確保するため、情報通信機能の整備が必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-(1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	◆災害時における町内企業等の業務継続計画の策定が必要。
	5-(2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	◆災害時における町内企業等の業務継続計画の策定が必要。 ◆重要な産業施設等の火災に備え、化学消火薬剤の備蓄が必要。
	5-(3) 農業の停滞	◆農業生産活動の停滞を回避するため、集荷施設等の生産基盤の耐震化やほ場整備事業等の推進が必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
6 制御不能な二次災害を発生させないこと	6-(1) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	◆防災重点ため池について、ハザードマップの作成が必要。 ◆老朽化等による漏水、断面変形等が確認されたため池の補修、補強等が必要。
	6-(2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	◆荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備等を受け、山地災害危険地区の周知が必要。 ◆基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）の機能診断等を行い、長寿命化対策の実施が必要。 ◆土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、森林経営計画に基づく森林の計画的な整備が必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
7 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できること	7-(1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、関係機関との協力体制の構築と連携の強化が必要。 ◆災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の見直しが必要。
	7-(2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時の復旧・復興のため災害復旧協定を締結している団体等との連携の強化が必要。 ◆大規模災害時のボランティア活動を円滑に行うため「災害ボランティアセンター設置・運用マニュアル」の策定が必要。
	7-(3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動への支援が必要。

第5章 推進方針と目標

第4章における脆弱性評価検討を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、それぞれの必要性や課題等を整理し、中長期的な視点も入れながら本町の国土強靱化に向けて取り組むべき推進方針と目標とするところを「業績評価指標」として掲げました。

また、関連する交付金等を検討事業として明記するとともに、達成するために取り組むべき重点事業等を第6章に明記しました。

この際、定量的な数値で計られるものは現状の数値を、脆弱性を評価できるものは目標値として指標化しました。

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための目標に対する推進方針と指標

【STEP 4】

目標1 大規模自然災害が発生した時でも、人命の保護が最大限図られること

(1) **大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生**を回避するため、住宅や公共特定建築物等の耐震化を推進します。

○住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援の継続を図ります。 【施策分野②インフラ・住環境】

○火災の早期発見や逃げ遅れによる死者を減少させるため、住宅用火災警報器設置等の普及啓発を推進します。また、道路に接する塀など特に緊急性が高い劣化した情報があつた際は、所有者に対し事故等防止に向けた対策等を助言します。

【施策分野②インフラ・住環境】

○公共特定建築物、学校施設等について、災害時の安全と拠点機能維持のため、耐震改修促進計画等により、老朽化対策や長寿命化対策の推進を図ります。

また、道路等公共インフラ等の整備をさらに推進します。

【施策分野②インフラ・住環境】

□検討事業

【国土交通省】防災・安全交付金

【文部科学省】学校施設環境改善交付金

・公共施設等最適化計画推進事業

・耐震改修促進計画策定事業

・住宅リフォーム緊急支援事業

・学校施設環境整備事業

【業績評価指標】目標値

《指標》住宅の耐震化率 (R2) 67.2% ⇒ (R7) 70.0%

《指標》危険塀等の改修の促進 (R2) 調査済 ⇒ (R7) 支援制度整備

《指標》住宅用火災警報器の設置率 (R2) 74.0% ⇒ (R7) 80.0%

《指標》家具類等転倒防止等の啓発活動 (R2) 年2回 ⇒ (R7) 年2回

【業績評価指標】目標値

《指標》公共特定建築物の耐震改修促進計画の改定 (R2) 策定済 ⇒ (R7) 改定
 公共特定建築物の耐震化率 (R2) 100% ⇒ (R7) 100%
 《指標》学校施設等の耐震化率 (R2) 100% (H18完了)
 小中学校施設長寿命化計画の改定 (R2) 策定済 ⇒ (R7) 改定
 こども園施設環境整備事業 (R2) 策定済 ⇒ (R7) 改定
 《指標》危険空き家解体件数 (R2) 31戸 ⇒ (R7) 38戸
 《指標》計画道路の整備延長 (R2) 未着手延長 50,000m
 ⇒ (R7) 整備目標延長 15,000m)

- (2) **集中豪雨等による広域かつ長期的な町内の浸水**を回避するため、河川改修等の治水対策を今後も国や県に要望していくとともに、河川関連施設の老朽化対策を推進します。また、洪水ハザードマップや避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)を更新します。
- 集中豪雨等による洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策を進めるとともに、河川関連施設について、国及び県と連携して、老朽化対策を計画的に推進します。 **【施策分野⑤国土保全・交通・物流】**
 - 想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、新たな洪水ハザードマップを作成します。 **【施策分野⑤国土保全・交通・物流】**
 - 避難指示等の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)」を策定します。 **【施策分野⑤国土保全・交通・物流】**
 - 検討事業 **【国土交通省】** 防災・安全交付金
【国土交通省】 社会資本整備総合交付金

【業績評価指標】目標値

《指標》治水工事の実施 (R2) 0 河川 ⇒ (R7) 13河川
 《指標》調整池の整備 (R2) 計画策定 ⇒ (R7) 実施
 《指標》洪水ハザードマップの改定 (H29) 策定済 ⇒ (R3) 改定
 《指標》避難指示等の判断・伝達マニュアル(水害)の改定
 (H29) 策定済 ⇒ (R3) 改定

- (3) **大規模な土砂災害等による死傷者の発生**を回避するため、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携し推進します。また、土砂災害警戒区域等の周知、土砂災害ハザードマップや避難指示等の判断・伝達マニュアル(土砂災害)を更新します。
- 土砂災害防止法に基づいた、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制を整備します。 **【施策分野②インフラ・住環境】**
 - 土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難所等を周知します。 **【施策分野⑤国土保全・交通・物流】**

○避難指示等の発令基準を含む、新たな「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」を策定します。 【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

- 検討事業 【内閣府】 地方創生整備推進交付金
 【国土交通省】 防災・安全交付金
 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金

【業績評価指標】 目標値

《指標》土砂災害ハザードマップ改定（H29）策定済 ⇒（R3）更新
 《指標》避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）改定
 （H29）策定済 ⇒（R3）更新

(4) **暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**を回避するため、効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備により冬期の円滑な交通確保を図ります。

また、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発や克雪化住宅の普及を促進します。

○効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備を推進し、冬期の円滑な交通確保を図ります。 【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○屋根の雪下ろし講習会を継続して実施し、効果的な安全対策の普及啓発を図ります。 【施策分野②インフラ・住環境】

○積雪による家屋の倒壊や雪下ろし作業事故の未然防止のため、住宅リフォーム緊急支援事業等による取り組みを推進し、克雪化住宅の普及促進を図ります。

【施策分野②インフラ・住環境】

- 検討事業 【国土交通省】 防災・安全交付金
 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金

【業績評価指標】 目標値

《指標》除雪計画の見直し 見直し
 《指標》住宅リフォーム緊急支援事業 継続実施
 《指標》安全対策講習会の実施 （R2）年1回 ⇒（R7）年1回継続

(5) **情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」や「秋田県情報集約配信システム」を介した迅速・確実な情報伝達体制の強化を図ります。

また、防災行政無線など複数の住民向け情報伝達手段の整備を推進します。

○共通ネットワークと接続している、地方公共団体のネットワークであるLGWAN接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保します。 【施策分野①行政機能等】

○「秋田県総合防災情報システム」（平成27年4月運用開始）の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。 【施策分野①行政機能等】

○Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、市町村等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施します。 【施策分野①行政機能等】

○住民への情報伝達手段として、防災行政無線、緊急告知FMラジオ、登録制メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備し、迅速かつ効果的な情報提供に努めます。

【施策分野①行政機能等】

○国からの災害関連情報を受信する「全国瞬時警報システム」（Jアラート）の確実な運用のため、定期的な運用試験等を実施します。 【施策分野①行政機能等】

□検討事業 【総務省】無線システム普及支援事業費等補助金
(公衆無線LAN 環境整備支援事業)

【業績評価指標】目標値

《指標》LGWAN回線 (R2) 1回線 ⇒ (R3) 2回線

《指標》県総合防災情報システム操作訓練の定期実施

《指標》防災行政無線、緊急告知FMラジオ、登録制メール、ツイッター
ホームページ、フェイスブック運用等定期実施

《指標》Jアラート運用試験等の定期実施

(6) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、自主防災組織活動の充実・強化や学校における防災教育の充実を図ります。

○地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進するため、自主防災組織の結成、各種訓練の実施を働きかけます。 【施策分野①行政機能等】

○児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育を推進します。 【施策分野①行政機能等】

□検討事業 【内閣府】 地方創生整備推進交付金

【業績評価指標】目標値

《指標》自主防災組織率 (R2) 93.3% ⇒ (R7) 100.0%

《指標》防災講座の実施回数 (R2) 1回/年 ⇒ (R7) 1回/年継続

《指標》防災訓練等を実施する学校の割合 (R7) 100% 各校1/年

目標 2 大規模自然災害発生直後でも、救助・救急・医療活動を迅速に行われること

- (1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を回避するため、県及び町の共同備蓄品目の計画的な整備や避難所への備蓄を進めるほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結など、大規模災害時の物資調達に必要な取り組みを推進します。

○県及び町の共同備蓄品目について、本町では平成28年度に目標量を確保しており、今後は、保存期限のある食料、飲料水等を計画的に更新します。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努めます。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○指定避難所となる施設への計画的な備蓄及び更新を推進します。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者との協定の締結に努めます。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

【業績評価指標】目標値

《指標》 県との共同備蓄物資

(R2) 備蓄済 ⇒ (R7) 期限を有する備蓄品の更新

《指標》 災害時における物資の供給に関する協定の締結

(R2) スーパー2件、石油・ガス2件、飲料1件 ⇒ (R7) 随時拡充

《指標》 物資を備蓄している指定避難所数

(R2) 4避難所(避難所3か所+福祉避難所) ⇒ (R7) 見直

《指標》 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結

(R2) 1件 ⇒ (R7) 随時拡充

- (2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を回避するため、治水対策や土砂災害対策及び道路の防災対策等を推進するとともに、孤立する恐れのある地区の現状把握や通信手段・電力・備蓄物資の確保等の予防対策を推進します。

○孤立する恐れのある地区の現状把握のほか、孤立時に必要となる通信手段の確保、発電機の配備、物資の備蓄等の予防対策を推進します。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

○河川改修等の治水対策や土砂災害対策施設の整備、道路施設の老朽化対策・防災対策を推進します。

【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

□検討事業 【国土交通省】 防災・安全交付金

【国土交通省】 社会資本整備総合交付金

【業績評価指標】目標値	(1- (1)、4- (1)再掲)
《指標》土砂災害防止計画改定	(R 2) 未策定 ⇒ (R 7) 防止計画改定
《指標》計画道路の整備延長	(R 2) 未着手延長 50,000m ⇒ (R 7) 整備目標延長 15,000m)
《指標》橋梁の整備	(R 2) 未着手 3 2 橋 ⇒ (R 7) 完了 3 2 橋
《指標》治水工事	(R 2) 事業計画策定 ⇒ (R 7) 1 3 河川

- (3) **消防等の被災等による救助・救急活動の停滞**を回避するため、消防施設等の整備を促進します。

また、消防団員の確保のための広報活動を行うほか、機能別消防団員の入団、消防団協力事業所等の認定等の取り組みを促進します。

- 老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を推進します。また、大規模災害等により消防庁舎が被災したときに、代替施設を指定して遅滞なく業務継続を図ります。(広域消防本部) **【施策分野①行政機能等】**

- 社会情勢の変化により減少傾向にある消防団員確保のため、広報活動を行うとともに団員への教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図ります。

また、災害時において後方支援を担う機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して促進します。 **【施策分野①行政機能等】**

- 消火活動に必要とする水を確保するため、建設課と連携し整備を推進します。 **【施策分野①行政機能等】**

- 検討事業 **【総務省】** 消防防災施設整備費補助金
【総務省】 緊急消防援助隊設備整備費補助金

【業績評価指標】目標値	
《指標》消防団員数の条例定数充足率	(347人/404人) (R 2) 85.6% ⇒ (R 7) 90.0%
《指標》消防団協力事業所数	(R 2) 5事業所 ⇒ (R 7) 10事業所
《指標》消防団員の消防学校教育訓練受講者数	(R 2) 1人/年 ⇒ (R 7) 継続
《指標》機能別消防団員数	(R 2) 18人 ⇒ (R 7) 45人
《指標》受援計画の作成	(R 2) 未策定 ⇒ (R 7) 策定

- (4) **多数の避難者に伴う避難所等の環境悪化や感染症予防**のための対策として、指定避難所や指定緊急避難場所も含めた居住環境等の環境整備を推進します。福祉避難所の拡充及び機能確保を図ります。

- 指定避難所、指定緊急避難場所の見直しを図るほか、施設名称、位置等を確認し、定期的な防災マップの更新を図ります。 **【施策分野①行政機能等】**

- 指定避難所の不足、自宅のライフラインが途絶した場合の車中泊やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者への情報提供方法を検討します。

【施策分野①行政機能等】

- 指定避難所等が不足した場合の対策として、近隣自治体との協定等を締結し広域避難体制を整備します。 【施策分野①行政機能等】

【業績評価指標】目標値

《指標》指定緊急避難場所の指定数 (R 2) 31箇所 ⇒ 見直拡充
 《指標》避難所の指定数 (R 2) 39箇所 ⇒ 見直拡充
 《指標》福祉避難所の指定数 (R 2) 1箇所 ⇒ 見直拡充
 《指標》避難所開設・運営マニュアルの改定 (R 2) 策定済 ⇒ (R 3) 改定
 《指標》広域避難協定等の締結と計画作成
 (R 2) 未策定 ⇒ (R 3) 協定締結、計画作成
 《指標》一次指定避難所等への災害時用衛星電話の設置数
 (R 2) 4避難所4回線⇒ 随時拡充検討
 《指標》公衆無線LAN設置施設数 ⇒ (R 7) 公的施設全施設

- (5) **医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺**を回避するため、災害時における医療関係のBCP（業務継続計画）を策定するとともに、計画により医療救護活動が迅速かつ効果的に行われるよう、県等への協力要請、大曲仙北医師会、美郷町医療協議会等医療関係機関との連携体制を強化します。

- 「医薬品を確保できないこと」を回避するため、災害医療実施に係る関係団体、医療資機材等の災害医療物資の調達に必要な協定の締結と緊急連絡体制を整備します。

【施策分野③保健医療・福祉】

【業績評価指標】目標値

《指標》災害時における医療関係の業務継続計画の作成
 (R 2) 未策定⇒ (R 7) 策定

- (6) **被災地における感染症等の大規模発生**を回避するため、平時からの定期予防接種を促進するほか、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進します。

- 平時からの感染症の予防対策として、定期予防接種を促進するとともに、広報等を通じて予防知識の普及啓発に努めます。 【施策分野③保健医療・福祉】

- 衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、保健所と連携し、衛生・感染症予防体制強化のための研修会等を実施します。 【施策分野③保健医療・福祉】

【業績評価指標】目標値

《指標》麻しん、風しん混合ワクチン接種率
 (R 1) 1期90%、2期93% ⇒ (R 7) 1期93%、2期95%
 《指標》65歳以上のインフルエンザ予防接種率
 (R 1) 50% ⇒ (R 7) 60%

目標3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保できること

- (1) **行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下**を回避するため、施設の安全確保対策とBCP（業務継続計画）を見直します。
- 本町では、災害時の課毎の優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めた「美郷町業務継続計画（BCP）」を策定済みですが、機構改革等を踏まえ、適宜見直します。また、平時からの訓練等により職員への対応力向上に努めます。

【施策分野①行政機能等】

【業績評価指標】目標値

《指標》BCP（業務継続計画）の更新

H28策定、H30改定 ⇒ 適時改定

《指標》非常用電源設備の点検

ポータブル発電機の備蓄数（R2）16台 ⇒ 拡充

目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等の確保、これらの早期復旧を図ることができること

- (1) **地域交通ネットワークが分断する事態**を回避するため、道路等の各施設の計画的な整備や老朽化対策等を推進します。
- 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送等のため、道路等の計画的な整備を推進します。 【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 災害時に重要な役割を担う各施設について、計画的に老朽化対策を進めるほか、耐震化などの防災対策を推進します。 【施策分野⑤国土保全・交通・物流】

- 検討事業
- 【内閣府】 地方創生整備推進交付金
 - 【国土交通省】 防災・安全交付金（道路、河川、治水）
 - 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金
 - 【農林水産省】 農山漁村地域整備交付金
 - ・ 森林整備事業

【業績評価指標】目標値

《指標》町道等の整備（R2）

- 一級町道延長 117,671m 改良率 100% 舗装率99.8%
- 二級町道延長 94,815m 改良率 97.6% 舗装率97.1%
- その他町道 861,739m 改良率 45.9% 舗装率33.6%
- ・道路改良の目標 町道の改良率（R2）93.5%⇒（R7）94.6%
- ・計画道路の整備目標（R2）未着手 50,000m
⇒（R7）完了 15,000m
- ・町道舗装の目標延長（R2）未着手 10,000m
⇒（R7）完了 10,000m
- ・橋梁の整備 （R2）未着手 32橋 ⇒（R7）完了 32橋
- ・治水対策 （R2）事業計画策定 ⇒（R7） 13河川
- ・林道の整備目標（完成延長率）（R2）8.1% ⇒（R7）51.4%
- ・林道備の目標延長（R2）未着手1路線 ⇒（R7）4,200m

(2) **電気、石油等の供給機能の停止**を回避するため、各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化します。

○秋田県石油商業組合大曲仙北支部と締結した「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」により、発生訓練を実施するなど協力体制を強化し災害時に備えます。

【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

(3) **上水道等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を推進します。

○上水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、アセットマネジメントにより、代替施設の整備や施設の老朽化対策を推進します。

【施策分野②インフラ・住環境】

○上水道設備を活用している消火栓等が使用不能に陥ることを防ぐため、代替施設、老朽化対策を推進します。

【施策分野②インフラ・住環境】

□検討事業 【国土交通省】社会資本整備総合交付金

【業績評価指標】目標値

- 《指標》水道施設耐震診断率（R2）100% ⇒（R7）100%
- 《指標》基幹管路耐震化更新率（R2）15.4% ⇒（R7）随時拡充

(4) **汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、下水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に推進するとともに、農業集落排水施設の老朽化対策、合併処理浄化槽への転換等を図ります。

○大地震発生時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化をさらに推進するとともに、ストックマネジメント計画を策定し計画的に老朽化対策を推進します。

【施策分野②インフラ・住環境】

○農業集落排水施設の機能診断の早期実施と、計画的な老朽化対策を推進します。

【施策分野②インフラ・住環境】

○老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進します。 【施策分野②インフラ・住環境】

○災害が発生した場合、円滑にし尿の収集運搬等が行われるよう、「秋田県環境備事業共同組合県南支部大仙美郷業者会」との「災害時におけるし尿等の収集運搬の協定」により、関係機関との連携を強化します。 【施策分野①行政機能等】

□検討事業 【国土交通省】社会資本整備総合交付金（下水道事業）

【国土交通省】防災・安全交付金

【環境省】 循環型社会形成推進交付金

【農林水産省】農山漁村地域整備交付金

【業績評価指標】目標値

《指標》重要な幹線等の耐震化率（下水道）

（R2）61.1% ⇒（R7）随時拡充

《指標》下水道BCP（業務継続計画）の改定

（R2）策定済 ⇒（R7）随時改定

《指標》地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率

（R2）14.3% ⇒（R7）随時拡充

《指標》浄化槽のうち合併処理浄化槽の構成比率

（R2）56.7% ⇒（R7）随時拡充

(5) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進します。

○災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、計画的な信号機電源付加装置等の整備を要望していきます。 【施策分野①行政機能等】

【業績評価指標】目標値

《指標》自動起動型信号機電源付加装置整備台数（県に要望）

（R2）美郷町内 1基 ⇒（R7）6基

(6) 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止を回避するため、民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請するとともに、指定避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）や衛星電話等を設置します。

【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】

□検討事業 【総務省】無線システム普及支援事業費等補助金

【業績評価指標】目標値

《指標》指定避難所等への災害時用公衆電話の設置予定数

（R2）4避難所4回線 ⇒（R7）避難所4回線

《指標》公衆無線LAN設置施設数

（R2）1施設 ⇒ 公共施設等へ随時拡充

目標5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

- (1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を回避するため、美郷町内企業等のBCP（業務継続計画）策定を促進します。
 ○美郷町内企業等のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努めます。 【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】
- (2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を回避するため、誘致企業や大規模商業施設等のBCP（業務継続計画）策定を推進するほか、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部において化学消火薬剤を備蓄します。
 ○町内誘致企業及び大規模商業施設のBCP（業務継続計画）の策定を推進するため、計画の必要性について普及啓発に努めます。 【施策分野④産業・エネルギー・情報通信】
- (3) 農業の停滞を回避するため、農林業生産基盤等の耐震化を推進します。
 ○集荷施設など農業生産施設の耐震化と生産基盤の整備のため、ほ場整備事業を計画的に推進します。 【施策分野⑥農林水産・環境】

- 検討事業
- 【国土交通省】 防災・安全交付金
 - 【農林水産省】 農山漁村地域整備交付金
 - 【農林水産省】 農山漁村振興交付金
 - ・農村地域防災減災事業
 - ・農業振興施設管理事業
 - ・農地耕作条件改善事業
 - ・農業農村整備事業
 - ・農業水路等長寿命化・防災減災事業

【業績評価指標】 目標値

《指標》 圃場整備済面積

(R2) 4,640ha ⇒ (R7) 4,840ha

目標 6 制御不能な二次災害を発生させないこと

- (1) **ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生**を回避するため、ため池ハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を推進します。
- 防災重点ため池について、県と連携しながらハザードマップを周知するとともに、老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池についても、県と連携しながら補修・補強等を推進します。 【施策分野⑥農林水産・環境】
- (2) **農地・森林等の荒廃による被害**の拡大を回避するため、治山対策、農業水利施設の保全管理、森林整備等を強化します。
- 荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備・促進を受け、山地災害危険地区を周知します。 【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を推進するとともに、農業、農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援します。 【施策分野⑥農林水産・環境】
- 土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、美郷町森林整備計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進します。 【施策分野⑥農林水産・環境】

- 検討事業
- 【農林水産省】農山漁村地域整備交付金
 - 【農林水産省】農山漁村振興交付金
 - 【農林水産省】多面的機能支払交付金
 - 【農林水産省】中山間地域等直接支払交付金
 - ・農村地域防災減災事業
 - ・農業水路等長寿命化・防災減災事業
 - ・森林整備事業
 - ・治山事業

【業績評価指標】目標値

- 《指標》防災重点ため池地区ハザードマップの策定
(R2) 2地区 ⇒ (R3) 調査改定
- 《指標》ため池整備事業着工地区数
(R2) 0地区 ⇒ (R7) 7地区
- 《指標》農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる面積
多面的機能支払交付金事業 (R2) 5, 116ha ⇒ (R7) 拡充
中山間地域等直接支払交付金事業 (R2) 37ha ⇒ (R7) 拡充
- 《指標》人工林間伐面積 (R2) 180ha ⇒ (R7) 929ha

**目標 7 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に
再建・回復できること**

- (1) **災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態**を回避するため、災害廃棄物処理計画により災害時の処理体制等を強化します。 【施策分野①行政機能】

【業績評価指標】 目標値

《指標》 災害廃棄物処理計画 (H 3 1) 策定 ⇒ (R 7) 改定

- (2) **復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、建設関係団体との連携を強化するとともに、災害ボランティアの受け入れ体制を整備します。

- 災害復旧協定を締結している美郷町建設業協会、大仙・美郷管工事組合等の建設関係団体との連携強化に努めます。 【施策分野①行政機能】

【業績評価指標】 目標値

《指標》 防災等応援協定締結数 (R 2) 3 8 ⇒ (R 7) 拡充

- 「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定するとともに大規模災害時にはボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携した体制を整備します。

【施策分野③保健医療・福祉】

【業績評価指標】 目標値

《指標》 災害ボランティアセンター設置マニュアル策定
(R 2) 未策定 ⇒ (R 7) 策定

- (3) **地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、活力ある地域づくり事業等により、地域の活動をさらに支援します。

- 活力ある地域づくり事業の活用により、地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を支援します。 【施策分野①行政機能】

【業績評価指標】 目標値

《指標》 地区計画の作成 (R 2) 0 件 ⇒ (R 7) 1 2 件
《指標》 活力ある地域づくり事業実施累計団体数
(R 2) 7 件 ⇒ (R 7) 2 0 件

第6章 目標を達成するための重点施策

1 施策の重点化

本町の国土強靱化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要なことから、国及び県の計画等を参考に重点施策の視点を次のとおり定めました。

【施策重点化の視点】

- ① 影響の大きさ：施策を講じない場合、災害時に及ぼす重大な影響、被害の程度
- ② 緊急度：想定するリスクと照らした場合の緊急性の程度

2 重点施策の選定【STEP5】

「第4章脆弱性の評価・課題」及び上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第5章でとりまとめた「推進方針」と、指標として掲げた目標を達成するために、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策の重点化を図りました、

その上で、重点施策として「推進する取組み」と国の交付金等を活用する場合にはその名称を掲げました。

また、施策分野ごとに示した重点施策については、横断的な視点でも整理しました。

本計画に掲げる各施策は、「美郷町総合計画」「美郷版総合戦略」及び「個別の整備計画等」にも掲載され、町独自の取り組みとして個別計画毎に進捗管理をするほか、本計画においても重点施策として進捗管理を行います。

目標1の重点施策

大規模自然災害が発生した時でも、人命の保護が最大限図られること

最悪の事態1－(1)大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための施策

① 住宅の耐震化【建設課】

住宅の倒壊による人的被害や火災等を防止するため、住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断、耐震改修に対して支援します。

また、ブロック塀等の倒壊による事故を防止するため、点検等の啓発・改善を図ります。

- 推進する取組み
 - ・ 耐震改修促進事業
 - ・ 住宅リフォーム緊急支援事業
- 活用する事業等 【国土交通省】 防災・安全交付金

② 公共特定建築物^(※)の耐震化【総務課】

公共特定建築物について、利用者の安全確保及び災害時の拠点機能の確保のためすべての公共施設の耐震化を推進します

- 推進する取組み
 - ・ 耐震改修促進計画策定事業
 - ・ 公共施設等最適化計画推進事業

□ 活用する事業等 【国土交通省】 防災・安全交付金

※ 「特定建築物」：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条
第1号及び第2号による建築物

- ③ 学校施設等の耐震化及び学校施設等の長寿命化及び機能強化 【教育推進課】
小中学校の耐震化は、平成18年度に完了しているが、児童生徒の安全の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、学校施設及び学校給食センター、認定こども園の長寿命化、機能強化等の更なる安全対策を推進します。

- 推進する取組み
 - ・ 学校施設等機能強化事業
 - ・ 小中学校施設環境整備事業
 - ・ こども園施設環境整備事業
 - ・ 学校給食センター整備事業

□ 活用する事業等 【文部科学省】 学校施設環境改善交付金

- ④ 社会福祉施設等の耐震化 【福祉保健課】
未耐震施設の状況や施設設置者等の改修計画等を踏まえ、耐震化を推進します。

- 推進する取組み
 - ・ 社会福祉施設等の耐震化事業

□ 活用する事業等 【厚生労働省】 社会福祉施設等施設整備費補助金

「建築物等の倒壊により被害が拡大する」ことを回避するための施策

- ⑤ 基盤整備の実施 【建設課】
建築物が密集する市街地等において、地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、道路の整備等を推進します。

- 推進する取組み
 - ・ 危険交差点改良事業
 - ・ 道路新設改良事業
 - ・ 歩道整備事業
 - ・ 舗装補修事業

□ 活用する事業等 【国土交通省】 防災・安全交付金
【国土交通省】 社会資本整備総合交付金

- ⑥ 建築物附属施設の耐震 【建設課】
道路に面する塀等の安全対策、特に緊急性が高い劣化した塀等について、所有者に対し、事故等防止に向けた対策等を助言します。

- 推進する取組み
 - ・ 道路維持補修事業

⑦ 空き家対策の推進【住民生活課】

所有者による適切な管理が行われていない空き家の倒壊等による被害を防止するため、空き家調査を定期的実施し、その所有者等に適正管理について助言します。

また、危険空き家の解体を支援します。

- 推進する計画 ・ 美郷町空家等対策計画（R2～R6）
- 推進する取組み ・ 危険空き家解体事業補助金の活用推進

「火災の発生に気づかない、逃げ遅れる」ことを回避するための施策

⑧ 防火対策の充実と防火対策の啓発【住民生活課】

火災からの逃げ遅れによる死者等の発生を防ぐための啓発活動を行います。

住宅用火災警報器の設置及び地震による停電等に伴い、電気機器が復旧した際に発生する火災への意識啓発を行います。

家庭や事業所における室内の安全確保のため、「家具類の転倒により死傷者・負傷者が多発する」ことを回避するための啓発活動を行います。

- 推進する取組み ・ 消防装備の充実
- ・ 火災警報器設置の啓発活動
- ・ 家具類の転倒防止対策の啓発活動

⑨ 指定文化財・史跡の耐震化【生涯学習課】

見学者等の安全、文化財の保護のため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進します。

最悪の事態 1 - (2) 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物が損傷する」ことを回避するための施策

① 河川改修等の治水対策【建設課】

集中豪雨等による洪水被害を防止するため、管理河川の浚渫等河道掘削等の治水対策を推進するとともに、過去に洪水被害のあった箇所対策を推進します。

- 推進する取組み ・河道掘削等の治水対策事業
- 活用する事業等 【国土交通省】社会資本整備総合交付金
【国土交通省】防災・安全交付金

② 河川関連施設の老朽化対策【建設課】

河川関連施設について、国及び県と連携して、老朽化対策を計画的に推進します。

- 推進する計画 ・美郷町堆積土砂管理計画（R2～R6）
・美郷町緊急自然災害防止対策事業計画
・水田を活用した治水対策事業
- 活用する事業等 【国土交通省】社会資本整備総合交付金
（橋梁長寿命化対策事業）
【国土交通省】防災・安全交付金

川の氾濫等により「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針

③ 洪水ハザードマップの作成【住民生活課】

想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、適時に新たな洪水ハザードマップを作成します。

- 推進する取組み ・洪水ハザードマップ更新事業
- 活用する事業等 【国土交通省】防災・安全交付金

④ 避難指示等の判断基準等の策定（水害）【総務課、住民生活課】

避難指示等の発令基準など「避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害）」の見直しを図ります。

- 推進する取組み ・避難指示等判断、伝達マニュアル更新

最悪の事態 1 - (3) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

「土石流・崖崩れ等に巻き込まれる」ことを回避するための施策

① 土砂災害対策施設の整備 【建設課】

土石流や崖崩れから人命、財産を守るため、土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等災害防止施設の整備及び土砂災害対策施設の老朽化対策を推進します。

■推進する取組み ・防災対策事業

② 土砂災害警戒区域等の指定とハザードマップの作成 【住民生活課】

土砂災害防止法に基づいた、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難誘導、警戒体制を確立するとともに、土砂災害ハザードマップを更新し、想定される被害の範囲や規模、避難所等について周知します。

■推進する取組み ・土砂災害ハザードマップの作成

③ 避難指示等の判断基準等の策定（土砂災害） 【住民生活課】

新たな避難指示等の発令基準により「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）」を見直します。

■推進する取組み ・地域防災計画の見直し

□活用する事業等 【国土交通省】 防災・安全交付金
【国土交通省】 社会資本整備総合交付金

最悪の事態 1 - (4) 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「雪で道路が通行できなくなる」ことを回避するための施策

① 道路除雪等による冬季の交通確保 【建設課】

除雪計画に基づき、冬季の円滑な交通確保に取り組むとともに、計画的に除雪機械の更新を進め、除雪体制の強化を図ります。

■推進する取組み ・除排雪事業

・除排雪機械整備事業

□活用する事業等 【国土交通省】 防災・安全交付金
【国土交通省】 社会資本整備総合交付金

「雪下ろし等除雪作業で死傷者が発生する」ことを回避するための施策

② 安全対策の普及啓発 【住民生活課】

雪下ろし講習会等を開催し、安全対策の効果的な啓発を図ります。

■推進する取組み ・雪下ろし安全対策講習会開催

③ 克雪化住宅の普及促進

積雪による家屋の倒壊や雪下ろしの作業事故の未然防止のため、町のリフォーム事業等による取り組みを推進するとともに、克雪化住宅の推進を図ります。

■推進する取組み ・住宅リフォーム緊急支援事業

最悪の事態 1 - (5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「被災現場への情報伝達ができない」「関係機関の情報が途絶する」ことを回避するための
施策

- ① 関係行政機関等による情報共有体制の強化【総務課、企画財政課、住民生活課】
 町、県、消防、警察、気象台など関係機関と連携した情報収集、共有体制の強化を図ります。政府共通ネットワークと接続している地方公共団体のネットワークであるL GWAN接続回線を冗長化し、通信の継続性を確保します。
■推進する取組み ・情報システム管理・強化事業
 ・共同電算運営事業
- ② 県総合防災情報システム等による迅速・確実な情報伝達体制の強化【住民生活課】
 県総合防災課（県災害対策本部）や防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」の確実な運用を図るため、定期的な配信訓練等を実施し、情報伝達体制の強化を図ります。
 防災ポータルサイト等の活用や危機管理型水位計による河川水位等により情報収集の強化を図ります。
■推進する取組み ・防災対策事業
 ・配信訓練定期実
- ③ 県情報システムの配信システム等による情報収集・伝達手段の確保【住民生活課】
 Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、町等との情報共有機能を持つ「秋田県情報集約配信システム」の確実な運用のため、県と連携した定期的な配信訓練等を実施し、情報伝達体制の強化を図ります。
■推進する取組み ・防災対策事業（再掲）
 ・配信訓練定期実施（再掲）

「住民へも情報伝達ができない」ことを回避するための**施策**

- ④ 緊急情報メール、SNS等による情報伝達手段の整備【総務課・住民生活課】
 住民への情報伝達手段として、登録制メール、エリアメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様化を進めており、今後も複数の伝達手段を整備し、迅速かつ効果的な情報提供に努めます。
■推進する取組み ・防災行政部無線管理事業
 ・情報通信基盤整備事業
 ・広報公聴充実事業
- ⑤ Jアラートによる情報伝達【住民生活課】
 「全国瞬時警報システム」（Jアラート）の確実な運用のため、国との定期的な運用試験等により情報受信体制の強化を図ります。
■推進する取組み ・防災行政無線管理事業

最悪の事態1－(6) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れにより死傷者が発生する」ことを回避するための施策

① 自主防災活動の育成・強化 【住民生活課】

自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し、自主防災組織の育成強化と結成を働きかけます。

- 推進する取組み
 - ・自主防災組織育成支援事業
 - ・活力ある地域づくり事業

② 地域の防災・避難訓練の実施 【住民生活課】

地域防災力の強化を図るため、町、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民等が連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等が各地域において避難誘導、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設、運営等の訓練を実施するよう働きかけます。

- 推進する取組み
 - ・防災対策事業
 - ・自主防災組織育成支援事業

③ 防災講座の充実 【住民生活課】

自発的な防災活動及び地域防災力の強化を図るため、地域での自主防災活動を推進するとともに、防災に関する講座を開催し意識啓発を図ります。

- 推進する取組み
 - ・防災対策事業
 - ・自主防災組織育成支援事業

④ 学校における防災教育の充実 【教育推進課】

児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校における防災教育の充実を図ります。

- 推進する取組み
 - ・小中学校教育振興事業

⑤ 多様な主体が参画する防災訓練の実施 【住民生活課】

災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、町、防災関係機関及び町民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を実施します。

- 推進する取組み
 - ・防災対策事業

目標 2 の重点施策**大規模自然災害発生直後でも救助・救急・医療活動を迅速に行われること****最悪の事態 2 - (1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止****「備蓄等が枯渇する」ことを回避するための施策****① 県との共同備蓄物資の整備【住民生活課】**

県との「共同備蓄品目」は、平成 28 年度に目標量を確保しており、今後は保存等期限のある食料、飲料水等の計画的な更新を行います。

- 推進する取組み
 - ・ 防災備蓄事業
 - ・ 共同備蓄品の確保購入計画

② 民間事業者との物資調達協定の締結【住民生活課】

災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努めます。

- 推進する取組み
 - ・ 防災協定の締結

「食料品等救援物資が届かない」ことを回避するための施策**③ 自助による備蓄の促進【住民生活課】**

水、食料等の備蓄について、町民や自主防災組織等に対し、3 日分の備蓄（自助）に向けた普及啓発を図ります。

- 推進する取組み
 - ・ 自主防災組織育成支援事業

④ 指定避難所への備蓄の促進【住民生活課】

災害発生時の被災者への迅速、確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ指定避難所となる施設への備蓄品の配置及び計画的な更新を行います。

- 推進する取組み
 - ・ 防災備蓄事業

⑤ 物流事業者との協定の締結【住民生活課】

災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者との協定の締結に努めます。

- 推進する取組み
 - ・ 防災協定の締結

⑥ 物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用【住民生活課】

災害時における救援物資の調達、輸送、供給に関わる業務について、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備します。

- 推進する取組み
 - ・ 防災協定等の締結

最悪の事態２－（２）多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための施策

① 孤立する恐れのある地区の現状把握 【住民生活課、建設課】

災害による孤立想定地区、土砂災害や雪崩危険箇所など、災害危険箇所等を常に把握し、災害発生時に孤立とならないよう、複数の道路等を整備します。

- 推進する取組み
 - ・ 防災対策事業
 - ・ 緊急車両不通路線改良事業
 - ・ 道路新設改良事業
 - ・ 幹線道路整備事業
 - ・ 舗装補修事業
 - ・ 道路維持補修事業
 - ・ 防犯施設整備事業

- 活用する事業等
 - 【国土交通省】 防災・安全交付金
 - 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金

② 通信手段の確保 【総務課、住民生活課】

通信の途絶が想定される地区には、町が代替の通信設備（衛星携帯電話等）の配備を推進します。

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための施策

③ 孤立予防対策

洪水被害を防止するため、河道掘削等の治水対策等を推進します。

- 1－2 河川改修等の治水対策 【建設課】 再掲
- 1－3 土砂災害対策施設の整備 【建設課】 再掲
- 4－1 道路施設の交通確保、老朽化対策 【建設課】 再掲

④ 電力の確保 【総務課・住民生活課】

孤立する恐れのある地区に発電機等電気設備を設置します。

⑤ 緊急物資の備蓄 【住民生活課】

孤立する恐れのある地区に、飲料水、食料、暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を推進します。

- 推進する取組み
 - ・ 防災備蓄事業

最悪の事態 2 - (3) 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防関連施設等の被災等により活動機能が喪失する」ことを回避するための施策

① 消防施設等の計画的な整備【住民生活課】

消防施設の老朽化対策、消防車両及び装備の計画的な整備を推進します。
また、大規模災害発生時にも消防機能を維持するため、消防庁舎の代替となる建物の指定など対策を講じます。

- 推進する取組み
- ・防火対策施設整備事業
 - ・消防装備の充実事業
 - ・消防施設管理、整備事業

□活用する事業等 【総務省】 消防防災施設整備費補助金

【総務省】 緊急消防援助隊設備整備費補助金

② 消防施設における燃料の確保【住民生活課】

秋田県石油商業協同組合大曲仙北支部との「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」により、災害時の救援活動や災害復旧業務等に必要な石油類燃料の供給を要請します。また、自家用給油取扱所の設置を検討します。

- 推進する取組み
- ・防災協定の締結

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための施策

③ 消防団等への加入促進【住民生活課】

消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に重点を置き、限られた人員での現場活動の効率化を図ります。また、機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を継続して推進します。

- 推進する取組み
- ・消防団員確保事業
 - ・防災対策事業

④ 消防団員の技術力の向上【住民生活課】

消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、消防団防災リーダー育成や幹部研修を実施します。

また、県消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進します。

⑤ 受援計画の作成 【総務課・住民生活課】

スムーズな受け入れ態勢を構築するため受援計画を策定します。

消防関係では緊急消防援助隊による全国の消防機関相互の援助体制が構築されており、大曲仙北広域消防本部受援計画とも連携した受援計画を策定します。

最悪の事態２－（４） 避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための施策

- ① 指定避難所、指定緊急避難場所について新たな防災マップを作成し周知を図ります。

【総務課、住民生活課】

■推進する取組み ・ハザードマップの作成

- ② 福祉避難所の指定【総務課、住民生活課】

要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の見直し居住環境を整備します。

■推進する取組み ・地域防災計画

「指定避難所等が被災して使用できない」ことを回避するための施策

- ③ 公民館等の防災機能の強化【総務課・教育推進課・生涯学習課】

自家発電機の設置など、公民館等において必要な避難所機能を整備します。

■推進する取組み ・防災対策事業

「良好な避難生活を確保できない」ことを回避するための施策

- ④ 避難所における生活環境の整備【総務課、住民生活課】

「避難所開設・運営マニュアル」を更新し、避難指示等の発表後のスムーズな避難者の受け入れと避難所における良好な生活環境の確保に努めます。

特に感染症を意識した対応やバリアフリー化、男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応に対する配慮等に努めます。

保健所等と連携し、災害時に起こりやすい健康課題に対する健康教育を行うとともに、こころのケアなどの支援体制づくりを推進します。

■推進する取組み ・防災対策事業

「避難者を受け入れることができない」事態を回避するための施策

- ⑤ 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援【住民生活課】

指定避難所に避難できないことにより、車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所に避難する被災者に情報提供を行います。

- ⑥ 指定避難所に収容できない場合に備えるため、地方公共団体間での「広域調整、広域避難」に関する協定を締結します。

■推進する取組み ・地方公共団体間における広域的支援、受援のための「広域避難協定」の締結

最悪の事態 2 - (5) 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「被災地での医療救護活動が滞る」「医療及び医療機関が機能を喪失する」ことを回避するための施策

① 医療供給体制 【福祉保健課】

医療関係のBCP（業務継続計画）を策定します。

災害時に医療機関被災状況等の情報収集が迅速に行われ、医療搬送体制の構築等、計画により医療救護活動が迅速かつ効果的に行われるよう、県及び大曲仙北医師会、美郷町医療協議会との連携体制を強化します。

- 推進する取組み
 - ・業務継続計画の策定、更新
 - ・医療関係機関との連携強化

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための施策

② 医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【福祉保健課】

県医師会等の災害医療を実施に係る関係団体、医療資機材等の災害医療に必要な物資の確保に係る団体との協定の締結と連携体制を整備します。

最悪の事態 2 - (6) 被災地における感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための施策

① 感染症予防対策の強化 【福祉保健課】

予防知識の普及啓発を図るとともに、定期予防接種を推進します。

- 推進する取組み
 - ・予防接種事業

「被災地での衛生環境が悪化する」ことを回避するための施策

② 感染症まん延防止対策 【福祉保健課】

衛生水準の低下による感染症のまん延等を防止するため、感染症対策強化のための研修会等を実施します。

目標3の重点施策

大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保できること

最悪の事態3－（1）行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための施策

① 町の業務継続体制の更新【総務課】

「美郷町業務継続計画（BCP）」を策定済みであるが、機構改革等を踏まえ、適宜見直しを図ります。

■推進する取組み ・業務継続計画の更新

「町庁舎等が損壊する」ことを回避するための施策

② 町庁舎（対策本部）の耐震性の強化【総務課】

対策本部を設置する町庁舎は耐震診断済みで、水害による被害は想定されていないが、非構造部材（仕切壁、天井の内装材等）、設備機器、配管類等の安全確保を図ります。

③ 執務環境の整備【総務課】

事務室内の書架等の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理、整とんを心掛け、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保を徹底します。

「町庁舎等が停電する」ことを回避するための施策

④ 停電時の非常用電源等行政機能の確保【総務課】

平時から3日間の運転が可能な燃料を確保します。

停電時でも最低限の業務が継続できるよう、庁舎各フロアへのドラム、LANケーブル、作業灯を常備します。

電気自動車や燃料電池自動車などの電動車は、非常用電源として活用することができるため、公用車の買い替えの際には電気自動車等を導入します。

■推進する取組み ・防災対策事業

目標 4 の重点施策

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等の確保、これらの早期復旧を図ることができること

最悪の事態 4 - (1) 地域交通ネットワークが分断する事態**「道路網が寸断される」ことを回避するための施策****① 幹線道路等の整備 【建設課】**

災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送等のため、国道及び県道の整備に協力するとともに、町道の計画的な整備を推進します。

② 道路施設の老朽化対策 【建設課】

道路施設の急速な老朽化に対応するため、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所の整備を推進します。

橋梁について、長寿命化修繕計画を策定し、修繕を継続するほか、適宜安全対策を実施します。

③ 道路等の防災対策 【建設課】

橋梁の耐震補強や落石、土砂崩落等の道路法面对策などを進めるとともに、計画的な維持修繕を推進します。

- 推進する取組み
- ・ 防災対策事業
 - ・ 河川工事事業
 - ・ 緊急車両不通路線改良事業
 - ・ 危険交差点改良事業
 - ・ 集落間道路改良事業
 - ・ 道路新設改良事業
 - ・ 歩道整備事業
 - ・ 舗装補修事業
 - ・ 道路維持補修事業
 - ・ 森林整備事業

- 活用する事業
- 【内閣府】 地方創生整備推進交付金
 - 【国土交通省】 防災・安全交付金（道路、河川、治水）
 - 【国土交通省】 社会資本整備総合交付金
 - 【農林水産省】 農山漁村地域整備交付金

「鉄道施設の機能が停止する」ことを回避するための施策**④ 鉄道施設・設備の強化 【住民生活課】**

鉄道施設等の定期的な検査により、鉄道が不通になる事態を回避できるよう管理会社への働きかけを行います。

最悪の事態4－(2) 電気、石油等の供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたり停電する」ことを回避するための施策

① 電力施設・設備の強化【住民生活課】

関係機関との連絡調整を密にし、災害時の応援協定等により、自然災害による停電の防止策、被害時の早期復旧に向けた体制を整備します。定期点検など万全な保守業務を行い災害に備えます。

- 連携する団体等
 - ・東北電力ネットワーク(株)大曲電力センター
 - ・大曲仙北電気工事協同組合

「石油等燃料が確保できない」ことを回避するための施策

② 石油類燃料の確保【総務課】

秋田県石油商業協同組合等と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結し、災害を想定した緊急要請発出訓練の実施等により協力体制の強化を図り災害時に備えます。

- 連携する団体等
 - ・秋田県石油商業協同組合

最悪の事態4－(3) 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道や簡易水道機能が停止する」ことを回避するための施策

① 水道施設の耐震化【建設課】

施設の耐震診断を実施するとともに、基幹管路の更新を計画的に推進します。

- 推進する取組み
 - ・水道安定供給推進事業

② 水道施設の老朽化対策【建設課】

アセットマネジメント計画により、施設の老朽化対策を推進します。

③ 水道における業務継続体制の強化【建設課】

上水道BCP（業務継続計画）により体制を整え、計画の実効性をさらに高めます。

- 推進する取組み
 - ・業務継続計画の策定、更新（再掲）

「消火栓が使用不能となり、消火活動が制限される」ことを回避するための施策

④ 消火栓等の老朽化対策【住民生活課】

老朽化対策を計画的に推進します。

代替施設となる耐震性防火水槽の整備を計画的に推進します。

- 推進する取組み
 - ・地域防災計画の見直し
- 活用する事業
 - 【国土交通省】社会資本整備総合交付金

最悪の事態4－(4) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道施設機能が停止する」ことを回避するための施策

- ① 下水道施設の耐震化【建設課】
施設の耐震化をさらに推進します。
□活用する事業等 【国土交通省】社会資本整備総合交付金
【国土交通省】防災・安全交付金
【環境省】 循環型社会形成推進交付金
- ② 下水道施設の老朽化対策【建設課】
ストックマネジメント計画を策定し、施設の老朽化対策を計画的に推進します。
■推進する取組み ・下水道施設管理事業
- ③ 下水道における業務継続体制の強化【建設課】
下水道BCP（業務継続計画）は策定済みであり、計画の実効性をさらに高めます。
■推進する取組み ・業務継続計画の更新

「農業集落排水施設の機能が停止する」ことを回避するための施策

- ④ 農業集落排水施設の老朽化対策【建設課】
老朽化が進行しているものの、機能診断を実施していない地区もあり、診断の早期実施と老朽化対策の計画的実施を推進します。
■推進する取組み ・農業集落排水施設管理事業
□活用する事業等 【農林水産省】農村地域防災減災事業

「浄化槽の機能が停止する」ことを回避するための施策

- ⑤ 合併処理浄化槽の促進 【建設課】
老朽化した単独浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用し、引き続き推進します。
■推進する取組み ・生活排水適正処理推進事業
□活用する事業等 【環境省】循環型社会形成推進交付金

「し尿処理施設機能が停止する」ことを回避するための施策

- ⑥ し尿処理等の協力体制の構築【住民生活課、建設課】
災害時協力体制マニュアルを策定し、日頃から各事業所及び関係機関と連携を強化します。
■推進する取組み ・処理業者との協定締結

最悪の事態 4－（5）信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機が全面停止する」ことを回避するための施策

① 停電時の信号機滅灯対策 【住民生活課】

災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機滅灯対策を講じます。

■ 推進する取組み

災害時に備えた交通安全施設等の計画的な整備を推進します。

最悪の事態 4－（6）電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたり電話、携帯電話の情報伝達機能が停止する」ことを回避するための施策

① 電話施設・設備の強化 【総務課・住民生活課】

日本電信電話株式会社との協定により、指定避難所等での早期の通信手段、連絡手段確保のため、特設公衆電話（災害時用公衆電話）を優先設置します。通信設備の復旧にあたり事業者との協定により、移動電源車、ポータブル衛生等災害対策器機等の使用により、通信等の途絶を防止します。

また、重要通信の確保のため、町への携帯電話や衛星携帯電話等の貸し出しを依頼します。

□ 活用する事業 【総務省】無線システム普及支援事業費等補助金
（公衆無線LAN環境整備支援事業）

目標 5 の重点施策

大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

最悪の事態 5 - (1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「町内の企業活動が停止する」ことを回避するための施策

① 企業等における業務継続体制の強化【商工観光交流課】

町内企業等のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努めます。

最悪の事態 5 - (2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

「商業施設、誘致企業の施設等の損壊、火災、爆発等」を回避するための施策

① 商業施設、誘致企業における業務継続体制の強化【商工観光交流課】

町内誘致企業等のBCP（業務継続計画）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努めます。

② 重要な産業施設の損壊等に対処するため、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部に化学消火薬剤を備蓄します。

最悪の事態 5 - (3) 農業の停滞

「農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動等が停滞する」ことを回避するための施策

① 農林業生産基盤の耐震化【農政課】

集荷施設などの農業生産施設や生産基盤の耐震化を推進するほか、ほ場整備事業を計画的に推進します。

- 活用する事業
- 【農林水産省】農山漁村地域整備交付金
 - 【農林水産省】農山漁村振興交付金
 - 【農林資産省】多面的機能支払交付金
 - 【農林水産省】中山間地域等直接支払交付金
 - ・農村地域防災減災事業
 - ・農業振興施設管理事業
 - ・圃場整備支援事業
 - ・農地集積加速化基盤整備事業

目標 6 の重点施策**制御不能な二次災害を発生させないこと****最悪の事態 6 - (1) ため池、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生**

「ため池やダムが決壊、機能不全に陥る」ことを回避するための施策

① ため池ハザードマップの整備【農政課】

防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、ハザードマップを作成します

② 農業用ため池の整備【農政課】

老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池について、県と連携し補修、補強等を推進します。

「防災施設が損壊、機能不全に陥る」ことを回避するための施策

③ 河川・土砂災害対策関連の防災施設の老朽化対策【建設課・農政課】

河川関連施設（再掲 1 - 2 ②）及び土砂災害対策施設（再掲 1 - 3 ③）の老朽化対策について、土砂災害対策関連施設の長寿命化計画を基に国及び県と連携して、計画的に推進します。

□活用する事業 【農林水産省】農山漁村地域整備交付金

【農林水産省】農山漁村振興交付金

- ・農村地域防災減災事業
- ・農業振興施設管理事業
- ・農業水路等長寿命化事業
- ・農業農村整備事業
- ・農地耕作条件改善事業

最悪の事態 6 - (2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する」ことを回避するための施策

① 治山対策【農政課】

荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備・促進を受け、山地災害危険地を周知します。

□活用する事業 【国土交通省】防災・安全交付金

【農林水産省】農山漁村地域整備交付金

・治山事業

② 農業・農村の多面的機能の確保【農政課】

農業、農村の多面的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動を支援します。

□活用する事業 【農林水産省】農山漁村地域整備交付金

【農林水産省】農山漁村振興交付金

【農林水産省】中山間地等直接支払交付金

- ・農村地域防災減災事業
- ・農業水路等長寿命化事業
- ・多面的機能支払交付金事業
- ・森林整備事業

③ 農業水利施設の保全管理 【農政課】

基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路）等の詳細な診断を行い、劣化状況等を把握し、必要な長寿命化対策を推進します。

□活用する事業 【農林水産省】農山漁村地域整備交付金

【農林水産省】農山漁村振興交付金

- ・農業水路等長寿命化事業
- ・防災減災事業
- ・多面的機能支払交付金事業
- ・圃場整備支援事業

④ 森林整備 【農政課】

土砂災害や洪水、雪崩等の防止のため、緩和効果のある森林育成等、町森林計画等に基づき、計画的な間伐等を推進します。

目標 7 の重点施策

大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できること

最悪の事態 7 - (1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

「災害廃棄物処理が滞る」ことを回避するための施策

① 災害廃棄物の処理体制の整備 【住民生活課】

地域防災計画に基づき、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から協力事業者等と情報を共有するなど、関係機関等との連携を強化します。

災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、広域応援協定の締結するなど「災害廃棄物処理計画」を見直します。

- 推進する取組み
- ・ 「災害廃棄物処理計画」の見直し(R1～R5)
 - ・ 広域応援協定の締結

最悪の事態7－(2)**復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための施策

- ① 災害対応に不可欠な建設業との連携【住民生活課】
災害復旧協定を締結している美郷町建設業協会等建設関係団体等との訓練を行うなど連携を強化し、災害時に備えます。

「ボランティアの受け入れが円滑に進まない」ことを回避するための施策

- ② 災害ボランティアセンターの設置・運営【住民生活課】
大規模災害時に「災害ボランティアセンター」が迅速に設置され、ボランティア活動が円滑に行われるよう、美郷町社会福祉協議会と連携し「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定します。
■推進する取組み 「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」作成
- ③ 災害ボランティアコーディネーターの養成【福祉保健課】
ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進します。

最悪の事態7－(3)**地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

「災害時に地域コミュニティ機能が減退する」ことを回避するための施策

- ① 活力ある地域づくり事業による支援【企画財政課】
活力ある地域づくり事業の活用により、地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに取り組む地域の活動を支援します。
■推進する取組み 活力ある地域づくり事業
- ② 自主的な防災組織化と活動の充実・強化【住民生活課】
自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に対し自主防災組織の結成とともに、活動の強化を働きかけます。
- ③ 消防団等応急団体への加入促進【住民生活課】
消防団員の確保のため、広報活動を行うとともに、団員の教育訓練に努めます。限られた人員での現場活動の効率化を図り、機能別消防団員数の維持や、消防団協力事業所及び消防団応援の店の認定を推進します。

3 施策分野（横断的分野）ごとの推進

「個別施策分野」ごとに整理した各施策のうち、美郷町の横断的分野「リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」に該当する施策を再掲します。

1) リスクコミュニケーション

ハザードマップ・避難指示等の判断基準の策定

（水害）

- ・洪水ハザードマップの作成【1-(2)③】
- ・避難指示等の判断基準等の策定（水害）【1-(2)④】
- ・土砂災害ハザードマップの作成【1-(3)②】
- ・避難指示等の判断基準等の策定（土砂災害）【1-(3)③】
- ・避難所等のハザードマップの策定（避難所等）【2-(4)①】
- ・ため池ハザードマップの作成【6-(1)①】

自助・共助（自主防災組織、防災訓練、備蓄等）

- ・自主防災組織の育成強化【1-(6)①】
- ・地域の防災、避難訓練の実施【1-(6)②】
- ・防災講座の充実【1-(6)③】
- ・学校における防災教育の充実【1-(6)④】
- ・多様な主体が参画する防災訓練の実施【1-(6)⑤】
- ・自助による備蓄の促進【2-(1)③】
- ・避難所への備蓄の促進【2-(1)④】
- ・災害ボランティアセンターの設置、運営【7-(2)②】
- ・自主的な防災組織化【7-(3)②】

消防団

- ・消防団への加入促進【2-(3)③】
- ・消防団員の技術力の向上【2-(3)④】

コミュニティ

- ・孤立する恐れのある地区の現状把握【2-(2)①】
- ・通信手段の確保【2-(2)②】 ※孤立地区対策
- ・発電機など電力の確保【2-(2)④】 ※孤立地区対策
- ・緊急物資の備蓄【2-(2)⑤】 ※孤立地区対策
- ・活力ある地域づくりによる事業の推進【7-(3)①】

2) 老朽化対策

各施設の老朽化対策

- ・住宅【1 - (1)①】
- ・公共特定建物【1 - (1)②】
- ・学校施設等【1 - (1)③】
- ・社会福祉施設【1 - (1)④】
- ・基盤整備【1 - (1)⑤】
- ・建築物附属建物【1 - (1)⑥】
- ・空き家【1 - (1)⑦】
- ・指定文化財・史跡【1 - (1)⑨】
- ・河川関連施設【1 - (2)②】
- ・消防施設【2 - (3)①】
- ・町庁舎【3 - (1)②】
- ・道路施設【4 - (1)②】
- ・鉄道施設【4 - (1)④】
- ・上水道施設【4 - (3)②】
- ・消火栓【4 - (3)④】
- ・下水道施設【4 - (4)②】
- ・農業集落排水施設【4 - (4)④】
- ・農業用ため池【6 - (1)②】
- ・農業水利施設【6 - (2)③】

4 取組の推進と進捗管理

(1) 取組の推進

日本の国土は、地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、私たちが生きていくための数多の恵みが享受できる一方で、繰り返し数多くの災害にさいなまれてきました。そして、規模が大きい災害ほど多くの尊い人命を奪い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を与えてきました。それは、美郷町においても例外ではなく、過去に発生した大きな地震など、自然の猛威とともに暮らしていかなければならないことは、これまでの災害が教えてくれています。

こうした自然災害そのものを止めることはできませんが、その災害を予想し事前の準備や対策を行い、更には「自助」、「共助」、「公助」が連携することにより被害を最小限に抑え、早期の復旧が可能となります。

私たちは災害の度に、その備えや社会の在り方によっては被害の状況が異なることを学んできました。今、被害を経験した地域では、大地震、河川の氾濫等によるに甚大な被害を受け、その都度長い時間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から備えを行うことを始めています。

私たちが体験した、東日本大震災からの教訓を踏まえれば、予断を待たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の防災の枠を超えて、まちづくり政策と相まって総合的な地域の防災、減災のためのグランドデザインを描き、未来を見据えて取り組んで行くことが重要であります。

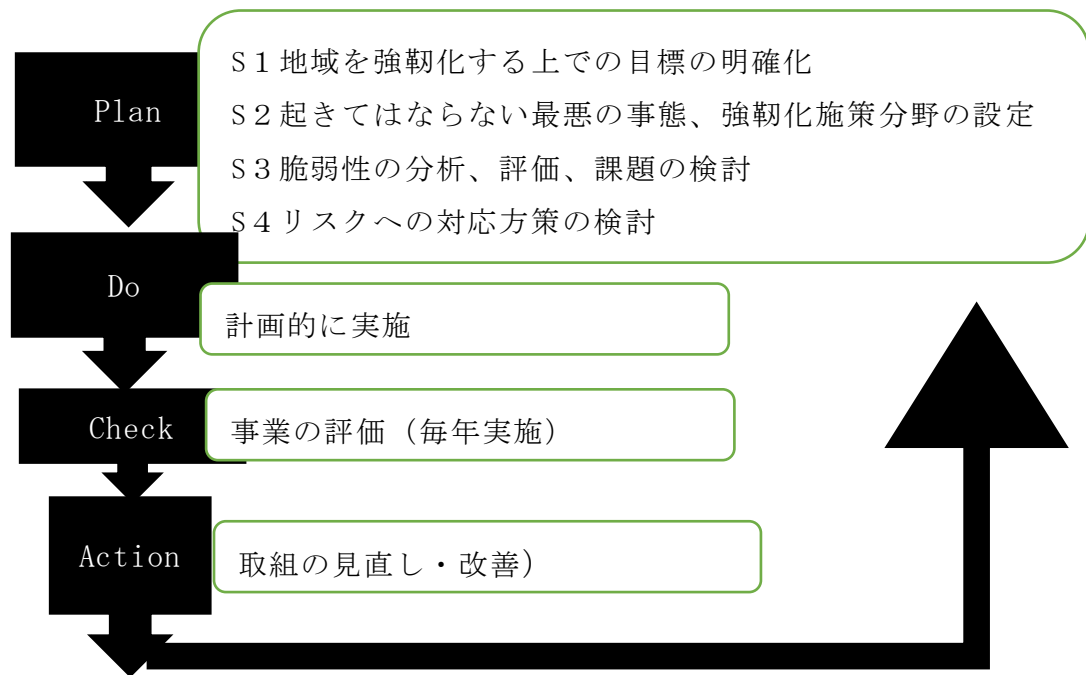
よって、計画の推進にあたっては、第3章の「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」で設定した指標等を踏まえ、国・県・民間事業者・各種団体と連携して関連施策の着実な推進を図るものとします。

また、関係各課長で構成する「美郷町国土強靱化地域計画策定推進会議」を開催し、進捗管理を図りながら、県・ライフライン事業者・団体等からも意見を聴取し、必要に応じて施策や業績評価指標等の見直しを適宜行っていきます。

(2) 計画の進捗管理

美郷町国土強靱化計画は、美郷町のリスクマネジメントであり、進捗管理（PDCA）を行う中で必要に応じて施策を見直していきます。

本計画の推進期間は令和3年度から令和7年度としますが、令和3年度において美郷町総合計画や地域防災計画の見直しを控えていることから、具体的な個別事業、目標とする指標は必要に応じ見直します。



美郷町国土強靱化地域計画
(令和3年3月)

秋田県美郷町住民生活課

〒019-1541

秋田県美郷町土崎字上野乙170-10

TEL 0187(84)4903

FAX 0187(85)2107
